

途上国の農地土壌にかかる気候変動対策支援事業 [継続]

【 8 (9) 百万円】

対策のポイント

途上国における農地土壌からの温室効果ガスの吸収・排出状況を適切に算定・評価する能力向上のため、我が国の優れた技術を途上国に導入するためのワークショップを開催します。

<背景/課題>

- ・2015年末に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、途上国を含む全ての国が、温室効果ガス削減に向け努力するとともに、各国における温室効果ガスの吸収・排出の状況を包括的に計上し報告することや、取組の実施に当たっては、途上国に支援を提供することが決定しました。
- ・我が国では、「地球温暖化対策推進本部」において、気候変動関連途上国支援額を2020年に官民合わせて年間約1兆3千億円とすることが決定しています。
- ・途上国では、特に農業分野からの温室効果ガスの排出割合が大きい一方、多くの途上国においては、農地土壌からの温室効果ガスの吸収・排出状況を適切に算定・評価するための基礎となる科学的知見やデータ収集基盤、能力が十分に備わっていないことが課題となっています。
- ・我が国は、水田をはじめとするアジア・モンスーン気候における農業分野における温室効果ガスの吸収・排出に関する科学的知見を有しており、これらの分野において国際的な貢献が求められています。
- ・なお、2016年4月に開催されたG7新潟農相会合宣言では、農業分野の気候変動対策を協調的に進めていくこととされるとともに、現在、国際的フォーラム等による気候変動対策が進められているところです。本事業は、G7新潟農相会合宣言文の実施やこれらの国際的な取組にも貢献するものです。

政策目標

東南アジア等の途上国において、農地土壌からの温室効果ガスの吸収・排出量を科学的に算定・評価できるようにするため、我が国の持つ知見を平成30年度までに3ヶ国に普及する。

<主な内容>

途上国の農地土壌にかかる気候変動対策支援事業

8 (9) 百万円

我が国の有する優れた技術（農地土壌により吸排出される温室効果ガスを計測・評価する技術、排出緩和技術、炭素貯留技術）を途上国に導入するためのワークショップを開催し、途上国自身が農地土壌による温室効果ガスの吸排出量を科学的に算定・評価するための能力向上を図ります。

（ 拠出先：国際連合食糧農業機関（FAO）
事業実施期間：平成29年度～平成30年度 ）

（ お問い合わせ先：

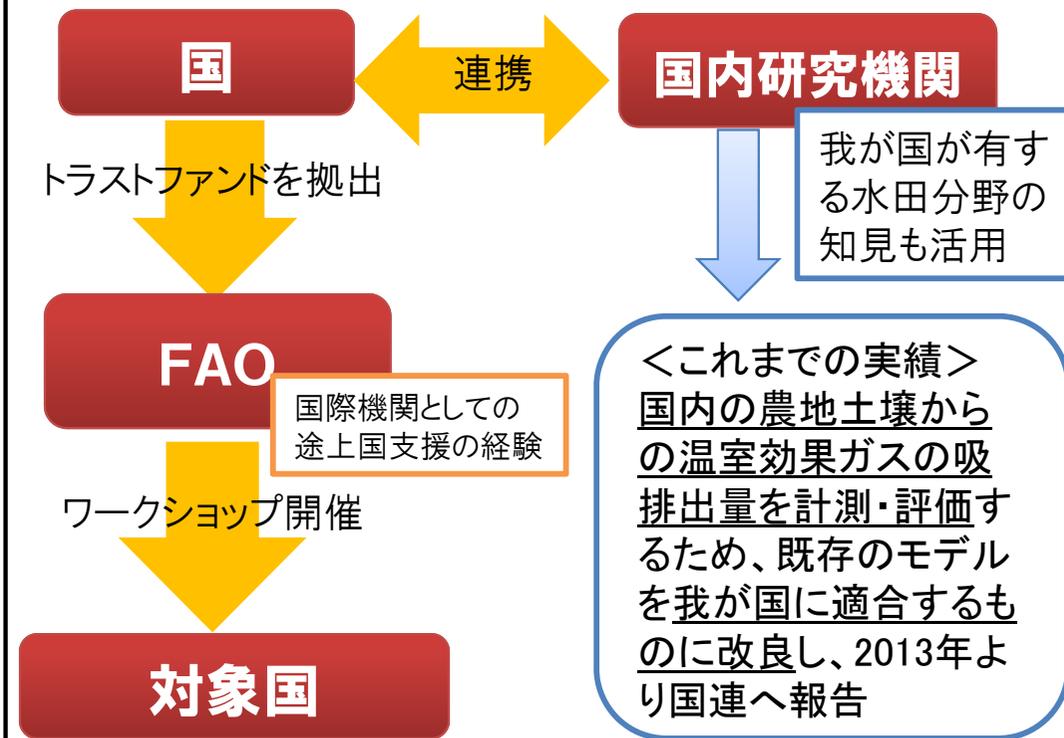
大臣官房海外投資・協力グループ （03-3502-5913）
政策課環境政策室 （03-6744-2016）

途上国の農地土壌にかかる気候変動対策支援事業

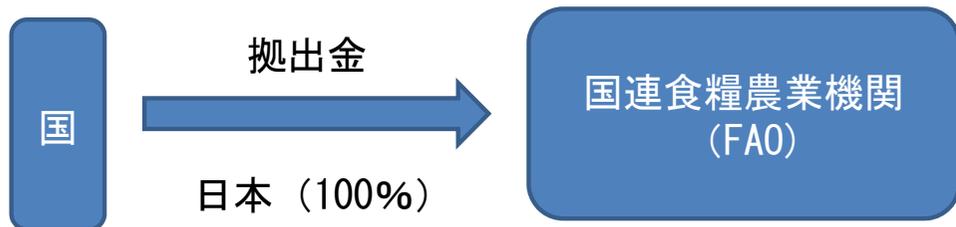
事業概要・目的

- 地球温暖化対策推進本部では、途上国支援において、「日本の得意分野で貢献」することとされており、本省としても有効な支援を行うことが必要。
- 途上国では農業分野からの温室効果ガスの排出割合が大きく、「パリ協定」が途上国を含めた各国に排出と吸収の均衡に向けた緩和努力を課す中で、農業生産性の向上と緩和の両立を図ることが重要な課題。特に水田をはじめとするアジア・モンスーン気候における農地土壌による温室効果ガス吸排出量の科学的な算定・評価に関する知見・技術を有する先進国は我が国以外にはない状況であり、貢献が求められている。
- 我が国の有する優れた技術（農地土壌により吸排出される温室効果ガスを計測・評価する技術、排出緩和技術、炭素貯留技術）を途上国に導入するためのワークショップを開催し、途上国自身が農地土壌による温室効果ガス吸排出量を科学的に算定・評価するための能力向上を図る。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 途上国において、農地土壌による温室効果ガスの吸排出量を科学的に算定・評価し、その農業分野の緩和の実施能力を備えることに寄与。
- アジアの温帯モンスーン気候に属する我が国にとって、アジアの熱帯モンスーン気候における農地土壌の研究の進展により、将来的に我が国にとって貴重なデータが提供される。